

中央区協働推進会議（第12回）議事要旨

1. 日時

平成21年9月14日（月）15:00～16:30

2. 場所

中央区役所別館6階A会議室

3. 出席者

【委員】

瀧澤利行（会長）、山岸秀雄（副会長）、山井理恵、古澤悦子、安嶋潔、豊田正文、小池正男

【事務局】

地域振興課長、協働推進主査

（主な議題）

1. 中間報告パブリックコメントについて

〔議事の経過〕

1 事務局からパブリックコメントの実施について、8月の1日から21日までの約3週間にわたって実施され、電子メールが4件、FAXが4件、計8件の意見をいただいたことが報告された。

2 瀧澤会長より、パブリックコメントで寄せられた意見と協働推進会議の考え方（案）について説明がなされ、その後、意見交換が行われた。委員からの主な意見等は以下のとおりである。

（1）中間支援のあり方について

- ・ 社会福祉協議会で受ける場合、一番心配しているのは、NPOとボランティアの境界を深めてほしくないということである。
- ・ 情報発信について、ボランティアが必要なときに限らず、このような活動が行われているということをPRする機能が必要かと思う。気がつかなかったことを知り、お互いに理解しようとすることで総合力が増す。
- ・ NPOの活動をもう少しアクティブに支えてほしいという要望がある。インキュベーションセンターということに関しては、まずは基盤整備に着手した上で検討していく必要がある。
- ・ 希望されるボランティア団体にNPOとして自立していただくということは大事だし、そういう方向性を持っているところには最大限の支援をしていく。ただし、全部

のボランティア団体がNPOになる必要はない。

(2) 選定・評価方法について

- ・ 事業提案があった段階で第三者機関の審査を入れるべきではないかという意見がでている。しかし、そうすると、中間支援組織が持つ協働の仕組みづくりに対する根本的な役割がなくなってしまう。中間支援組織は、事業づくりを通じてNPOを育てるというインキュベーション機能を持っており、そこが中間支援機関の核のようなものである。そこは、譲れないところだと考える。
- ・ 第三者審査機関というのは、事業提案書になった段階と、事業報告書でしっかりと審査をし、不備があればこの団体とは協働事業を実施しないというところも含めて提案や評価ができるという機関にすべきである。
- ・ ある程度の事業提案書となったところからの審査であり、そこに至るまでに中間支援組織がきめ細やかに相談助言をし、できるだけ協働事業としての成果が上がるようなものに調整していくとことが中間支援拠点の協働の主要な機能だと中間報告では位置づけている。
- ・ マニュアルを作ることは今後必要である。協働の事業がこれから提案型の事業になる場合、どういうことで協働提案をしていただくか、区民向け、活動団体向けのマニュアルは整備していく。

(3) 協働のための人材育成方法について

- ・ 講座の修了者については、キャリアとして有効活用できるような認定制度を設けるなどの意見については、今後前向きに検討していく必要がある。
- ・ 区の職員の意識啓発ということについては、最終報告では追加して記載するようにしていきたい。

(4) その他

- ・ 議論の公開については、議事要旨をある段階でホームページで公開をしようと考えている。
- ・ 最終報告書の報告発表会という要請について、NPO・ボランティア団体交流サロンを活用していくのがよいのではないかと。

3 今回の会議で出た意見を踏まえ、事務局で最終報告案を作成し、次回の会議の前に各委員に送付すること、次回会議を会議の最終回とし、最終報告の内容まで固めることが了承された。

4 次回会議については、10月23日（金）16時から行われることとなった。